

元 生 産 第 188 号
令和元年 6 月 3 日

各農政局生産部長
北海道農政事務所生産経営産業部長
沖縄総合事務局農林水産部長

} 殿

(農林水産省) 生産局
園芸作物課長
技術普及課長
農業環境対策課長
飼料課長

農業生産に由来する使用済みプラスチックの適正処理等に関する技術指導
について

これまで、農業生産に由来する使用済みプラスチック（以下、「農業由来廃プラスチック」という。）については、「園芸用使用済みプラスチックの適正処理に関する基本方針」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食料産業局通達。以下「基本方針」とする。）等に基づき、資源の有効利用という観点から、リサイクル処理を基本に適正処理を進めてきたところである。

一方、近年、世界的に、不適切な処理等のために陸上から海洋へのプラスチックごみの流出による地球規模での環境汚染が懸念されていること等を踏まえ、政府として、地球規模での資源・廃棄物制約や海洋プラスチック問題への対応を図るため、「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月31日付け関係9省庁連名）」及び「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン（令和元年5月31日付け関係閣僚会議）」を策定し、プラスチック資源循環体制を早期に構築するとともに、海洋プラスチックごみによる汚染の防止を実効的に進めることとしたところである。

こうした状況を踏まえ、農業由来廃プラスチックについて、引き続き基本方針に基づき適正処理及び排出抑制を推進するとともに、流出防止についても取り組むことが求められているところである。

このため、農業由来廃プラスチックの適正処理等が的確に行われるよう、下記のとおり、〔貴局管内都府県に対し〕生産現場への周知及び指導の徹底を図られたい。

また、生産現場への指導に当たり、参考となるパンフレットを作成したので、併せて、周知願いたい。

記

【農業由来廃プラスチックの適正処理】

農業由来廃プラスチックは、産業廃棄物であるため、関係法令に基づき農業者が自らの責任で適正に処理する義務があることや、資源の有効利用の観点から、適正処理はリサイクル処理を基本とする。このため、回収した農業由来廃プラスチックは、リサイクルしやすくなるよう正しく分別する。

1. 回収

農業由来廃プラスチックの回収を徹底する。なお、廃棄物（農業由来廃プラスチック）の不法投棄や不法焼却（野焼き）は関係法令で禁止されている。

2. 分別と異物の撤去

塩化ビニルフィルム（農ビ）、ポリオレフィン系フィルム（農PO、農酢ビ、農ポリ）など、種類別に分別して資源の有効利用に努める。その際、土砂、木片、金属などの異物を取り除き、定められた方法で梱包に努める。

3. 地域での適正処理

回収・処理の体制は、市町村等の単位で整備されているが、分別方法や回収方法は、地域によって異なるので、市町村等に確認の上、正しい方法で分別・回収することにより、地域での適正処理を徹底する。

【農業由来廃プラスチックの排出抑制】

農業用フィルムについては、無駄な使用を減らすとともに、排出抑制に資する資材を利用することや、まだ使える資材を再利用すること等により、農業由来廃プラスチックの排出抑制に努める。

1. 中長期展張フィルム等による長期利用

中長期展張タイプの被覆材は、耐久性が高く3～5年継続して利用ができるため、張り替え作業を毎年行う必要がない。この結果、中長期にわたる生産コストを比較すると、張り替え作業の省力化や張り替えコストの削減などにより毎年張り替える場合よりも低いコストでの農業生産が可能となる。

2. 生分解性マルチの利用

生分解性マルチは、土壌中の微生物の働きにより、最終的には水と二酸化炭素に分解されるため、作物の残渣と一緒にすき込むだけで良い。この結果、作物栽培後の重労働であるマルチの剥ぎ取り作業が不要となるため、回収作業の省力化が図られるほか、農業由来廃プラスチックの排出抑制に資するため、処理コストの低減が可能である。一方、収穫後に放置していると、風で飛散して分解が進まないことが懸念されることから、収穫後は飛散や流出しないよう、速やかにしっかりとすき込む必要がある。

3. まだ使えるフィルム等の再利用

バンカーサイロの被覆材に用いるフィルム等を再利用することにより、資源の有効利用が可能となる。

【被覆肥料の被膜殻の流出防止】

樹脂由来の被膜を用いた被覆肥料を利用している場合は、被膜殻をほ場外に流出させないように、浅水代かきを行うほか、代かきや田植え前の強制落水を避けるなどの水管理を行う。

1. 流出させない水管理

浅水代かきや代かき・田植え前の水位調整を強制落水ではなく自然落水で行うことにより、被膜殻だけでなく、濁水や肥料成分の流出防止に努める。水田の水管理において、代かき等の作業前に畦畔等からの漏水がないよう、点検・補修する。

2. 他の機能性肥料の活用

上記1の管理が難しい場合等には、被覆肥料以外の機能性肥料として、肥料成分を水に溶けにくくして分解速度を調整したものや、硝酸化成抑制剤を加えて肥料成分の利用率を高めたものを活用することを検討する。